

## NPO法案と非営利協同セクターについて

坂林 哲雄（協同総研・専務理事）

第3回基本研究会は、現在国会で審議中のいわゆる「市民活動支援法案（以下、NPO法案）」について、生活クラブ生協の林和孝さんと福祉クラブ生協の横田克巳さんにご報告をお願いした。研究会のねらいは、NPO法が労働者協同組合やワーカーズコレクティブなどの市民団体にとって今後どのような意味をもっているのか。また、現在研究所で取組んでいる「労働者協同組合法」との関係ではいかなる論点を提示するのかを明らかにするところにあった。

林さんには、NPO法の内容について現在検討作業が続いている与党案を含めて解説頂くのと労働者協同組合との関連でご報告をお願いした。報告の中で、次のような内容の論点を提示され参加者の議論を呼んだ。林さんは、「非営利」とは構成員に利益を分配しないという意味であり、NPO（非営利組織）には協同組合も含まれるという認識の上に立って、なお、協同組合はNPO法の対象とはならないとの見解を示された。すなわち、協同組合は専ら構成員の利益に資する目的（公益）であるのに対して、NPO法案が対象としている団体は、不特定多数の利益（公益）を目的とする団体である。いわゆる「アソシエーション」が対象であり、協同組合はその対象ではないとされる。ただし、助け合いワーカーズのような組織はその対象となるとされる。更に、労働者協同組合法に関しては「中小企業等協同組合法」の中の企業組合が本来労働者協同組合をカバーする法律として存在する。現状では使い勝手は悪いが、歴史的に見て本来はその目的に近いものとして制定され、内容的にも悪いものではなかった。「中小企業等協同組合法」の中に存在するのが異質であり、外に出して新しい法律として新たな息吹を与えるべきではないかという見解である。

福祉クラブ生協の横田さんの報告は、協同組合

を含む非営利組織が歴史的に果たす役割を考える上で興味深い見解であった。

近代以前の農耕社会を第1の軸とすると第2の軸は都市型社会である。そして第3の軸は市民参加型社会であるとされる。この第2の軸を第3の軸へ移動させるにあたり、すでにアメリカに見られるようにNPOが果たす役割が大きく、日本のNPOを育てる意味でも入り口がゆるやかなNPO法は有効ではないかと思う。日本の支配層が市民的自由の拡大を認める法律を何故積極的につくろうとするのか腑に落ちないところだが、千載一遇のチャンスと考える。この第2の軸の特徴は、公的税金セクターと私的産業セクターが結び付き、様々な分野で便宜供与を行い、会社的自由を拡大し、市民的自由を置き去りにしてきた社会であり、雇用された大量の男たちプロに問題の解決を委ねた社会であるともされる。「公共」という概念も「公」が「共」領域を従える概念として同意できない。「公益」に関して「公」とは「国」をイメージし、会社的自由の拡大と結び付きやすく、市民的自由とは結び付き難い。総じて言えば、第2の軸は「国主権」の社会であるとされる。この第2の軸が動き始めている。アメリカでは市民セクターが公的セクターへアクセスし産業資本を牽制し始めた。その一つはNPOが企業内部に告発情報を発信するネットワークをもっていることである。それが社会へ向けて発信されている。日本の場合は同じ様な状態にないが、その契機が生まれている。宇宙船地球号の破綻が何処で明らかになるのかは一つの焦点だが、大量失業の時代が引金になる。また、福祉の充実是不可欠の課題となっているが、公的介護保険がポスト資本主義を市民の前に見えやすくすると思う。福祉社会の実現は地域コミュニティーを抜きには考えられない。そこには女性の労働をはじめ、第2の軸であ

る市場原理では律することはできない内容が多く含まれているからである。しかし、日本では協同組合のナショナルセンターの自立が不十分なうえ、市民資本セクター部門がばらばらである。しかもそれぞれが公的・私的産業セクターに従属的であり、この点が変わらなければならない。歴史の長い目で見れば、労働組合も協同組合も根っこは同じである。労働を通じてローカルなコミュニティワークと企業内ワークが結合していくのに多くの時間をかけてはいけない。その間にNPOが広がり健在化し、その他の市民資本セクターと連携し、21世紀へ向けて、統一性をもって社会変革へ向かうということを期待している。以上のような横田さんの報告は、非営利協同の時代をスローガンとして掲げる我が研究所としては、市民資本セクターの連携が第2の軸を第3の軸へ動かす鍵となるという主張には賛成である。質問が少なかったのは大方の賛同が得られた証左であろう。

質疑では第1報告者の林さんに集中した。一つは「公益」をめぐる協同組合が対象になるかであった。協同組合に認められる「非分割積立金」の存在は「公益性」の存在証明にならないか、また、協同組合は今後ますます公益的活動が増え極めて公益法人に近い存在となるし、公益社団法人と呼ばれる団体の実態を見ても協同組合のほうが余程「公益性」がある。「公益性」の定義が専ら不特定多数の利益という曖昧な概念であれば特に除外する理由もないのではないか。林さんはあくまで「組織法」として存在するNPO法には協同組合は含まないという。研究会の時点での議論だが、さきがけが「公益」という曖昧なことばでなく「市民生活の向上等に資する」という目的にすべきだと主張しているとの発言もあった。都道府県が判断するとはいえ、市民の側から法案の可能性を狭く解釈する必要はない。「何のために法制化運動に取組んでいるのかわからない」という厳しい発言もあった所以である。助け合いワーカーは含まれるという点など矛盾を感じるところもあり疑問が残った。

二つめはNPO法への大衆的支援である。これ

については、不十分なまま現在にいたっているとのことであった。シーズ設立の段階では10年掛かりで取組む運動と考えていたのが、阪神淡路大震災が契機となり驚くべきスピードで事態が進んだことを思うと無理からぬところである。この点に関して、実際上の窓口となる都道府県へは団体委任事務となる可能性が高く、都道府県知事の裁量の幅が拡大することになる。その場合は東京で「条例制定運動」を行い、市民団体にとって実質的に有益なものにしたいとの、次の運動へ通じる考えが示された。

三つ目は、「労働者協同組合は企業組合法人を」という見解についてである。個人見解と断られたが、実際に労働者協同組合を担っている層からは不評だそうである。労働者協同組合法の検討作業に於いて「企業組合」との比較は不可欠であり、検討の余地を残す議論とは思われるが、法の目的はあくまで中小企業者の利益を追求するところにあり、労働者協同組合法が目指す趣旨とは大幅に異なる。目的がまったく違うものを組織形態が似ているからということだけで同一視し、労働者協同組合がよって立つ法律はすでに存在するという議論は乱暴である。また、現在この法人格を取得し活動している企業は多数存在するが、必ずしも労働者協同組合を意識していない。それらの団体をはじめ関連団体との間での調整は大きな困難と混乱が予想される。現実的にも新法をつくる以上の苦労があるように思われる。

労働者協同組合法との関係で論点が整理できたとは思わない。法制化運動にとって大衆運動が不可欠というのは貴重な教訓となる。横田さんも質疑の中で言われたように、この法案が成立した後市民活動グループの多くがこの法案を利用しようと殺到するかどうかである。法制化運動は成立したことで終わらない。どのように法が生かされるかで決まる。解散など不測の事態がなければ、この通常国会で与党案が採択されるというのが林さんの見通しである。